

## 吉野川市短期事業資金保証制度要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市内の中小企業者が事業経営に必要な運転資金を円滑に調達できるよう資金調達コストを軽減し、企業が事業を継続するうえで必要となる運転資金の円滑な調達を支援することにより、吉野川市内の中小企業者の振興を図ることを目的とする。

### (中小企業者)

第2条 この要綱において中小企業者とは、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項及び第3項に規定する者とする。

### (取扱金融機関)

第3条 取扱金融機関（以下「金融機関」という。）は、阿波銀行、四国銀行、徳島大正銀行及び徳島信用金庫とする。

### (保証の対象者)

第4条 保証の対象者は、市内に事業所を有する中小企業者であって、次の要件を全て満たすものとする。ただし、市長が適当と認めるものについては、この限りでない。

- (1) 徳島県信用保証協会（以下「協会」という。）の保証対象業種に該当するもの
- (2) 市税を滞納していないもの
- (3) 金融機関から取引停止処分を受けていないもの
- (4) 協会の代位弁済による債務を負担していないもの
- (5) 償還が確実であると認められるもの

2 次に該当するものは、前項の規定にかかわらず、融資対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 前号に規定する者が役員となっている法人
- (3) 暴力団員がその事業活動を支配するもの
- (4) その他公序良俗に反するなど、融資対象とするのが適当でないと認められるもの

### (保証条件)

第5条 保証条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 資金用途 運転資金
- (2) 貸付金額 500万円以内
- (3) 貸付利率 年2.30%以下
- (4) 保証料率 保証料率表記載

- (5) 融資期間 1年以内
- (6) 返済方法 一括又は分割返済
- (7) 担保 必要に応じ徴求する。
- (8) 保証人 原則として法人代表者を除いては保証人を徴求しない。

(保証の申込み)

第6条 この制度による融資保証を受けようとする者は、所定の様式による信用保証委託申込書を作成し、協会又は金融機関へ提出するものとする。

(保証の決定)

第7条 金融機関は、前条の規定により融資の申込みを受けたときは、必要に応じて協会と協議のうえ、速やかに融資の適否を決定し、融資を実行するものとする。

(その他)

第8条 金融機関は、この制度による融資にあたり、歩積両建等の拘束預金を徴してはならない。

#### 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

この要綱は、令和2年1月1日から実施する。